

規制に係る事前評価書（要旨）

【地球温暖化対策の推進に関する法律】

規制の内容	温室効果ガス排出量の報告対象の拡大			
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8355		E-mail：ghg-santeikohyo@env.go.jp	
評価実施時期	平成20年3月6日			
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（目的） 京都議定書の6%削減約束の確実な達成を担保するため。</p> <p>（内容） 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、温室効果ガスを相当程度多く排出している事業所に対する排出量の算定・報告の義務から、事業者・フランチャイズ全体で見ても相当程度多く排出している者に対する算定・報告の義務に改正する。</p> <p>（必要性） 近年、事業所単位で排出抑制等の対策を実施しつつも、経営戦略の一環で、事業者・フランチャイズ単位で排出量を削減する動きが出ており、この動きを加速化させる必要がある。</p>			
	関連条項	第21条の2～第21条の10		
想定される代替案	代替案 確実に排出量を明らかにするための措置として、代替案は想定されない。			
	代替案  *代替案が複数ある場合には、適宜、表を追加の上作成			
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	代替案の場合	
	（遵守費用）	法改正により、新たに温室効果ガス排出量の報告対象となる事業者については、温室効果ガスの排出量を算定・報告するために必要な事務処理経費等が発生。省エネ法に基づく報告を活用することとしており、事業者の負担は小さいと考えられる。また、それ以外の報告事項についても算定方法を明らかにすることにより最小限の費用で報告することができる。		
	（行政費用）	報告件数の増加が想定されることから、追加的な事務処理経費が発生。		
	（その他の社会的費用）			
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	代替案の場合	

	事業者単位の取組の結果が明らかになる。また、業務部門を中心にこれまで対象でなかった事業者の取組が明らかになる。これらにより、事業者の温室効果ガス排出抑制の取組が促進される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生する。しかしながら、それらの者も含め、排出量の公表により、自主的な取組が促進されることが期待される。このことによる社会的便益にかんがみて、費用対効果の面から有効と考えられる。	
有識者の見解その他の関連事項		
レビューを行う時期又は条	平成23年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。	
備 考		

規制に係る事前評価書

法令の名称	地球温暖化対策の推進に関する法律
政策の名称	温室効果ガス排出量の報告対象の拡大
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 徳田博保 電話番号: 03-5521-8355 E-mail: ghg-santeikohyo@env.go.jp
評価実施時期	平成20年3月6日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	京都議定書の6%削減約束を確実に達成するための担保措置である。
内容	平成17年改正で導入した温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、温室効果ガスを相当程度多く排出している事業所に対する排出量の算定・報告の義務から、事業者・フランチャイズ全体で見て相当程度多く排出している者に対する算定・報告の義務に改正する。
関連条項	第21条の2から第21条の10まで
必要性	近年、事業所単位で排出抑制等の対策を実施しつつも、経営戦略の一環で、事業者・フランチャイズ単位で排出量を削減する動きが出ており、この動きを加速化させる必要がある。
費用	
遵守費用	法改正により、新たに温室効果ガス排出量の報告対象となる事業者については、温室効果ガスの排出量を算定・報告するために必要な事務処理経費等が発生。省エネ法に基づく報告を活用することとしており、事業者の負担は小さいと考えられる。また、それ以外の報告事項についても算定方法を明らかにすることにより最小限の費用で報告することができる。
行政費用	報告件数の増加が想定されることから、追加的な事務処理経費が発生。
その他の費用	
便益	事業者単位の取組の結果が明らかになる。また、業務部門を中心にこれまで対象でなかった事業者の取組が明らかになる。これらにより、事業者の温室効果ガス排出抑制の取組が促進される。

想定される代替案	
代替案	確実に排出量を明らかにするための措置として、代替案は想定されない。
	費用
	遵守費用
	行政費用
	その他の費用

	便 益	
--	-----	--

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

新たに対象となる事業者には最低限の事務処理作業が発生する。しかしながら、それらの者も含め、排出量の公表により、自主的な取組が促進されることが期待される。このことによる社会的便益にかんがみて、費用対効果の面から有効と考えられる。

有識者の見解その他の関連事項

レビューを行う時期又は条件

平成23年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

備 考